

2019年3月1日

株 主 各 位

東京都港区六本木三丁目2番1号
株式会社ストリームメディアコーポレーション
代表取締役社長 崔 官 鎔

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年3月19日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2019年3月20日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木コンファレンスセンター
（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。） |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 第48期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）事業報告および計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 取締役1名選任の件 |
| 第2号議案 | | 監査役1名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.streammedia.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

① 事業の状況

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済、金融政策により企業収益と雇用環境に改善が見られたものの、ヨーロッパやアジア新興国等の経済の先行き、世界的な地政学的リスクの高まり等に始まり、米中を中心とした貿易摩擦の動向など、海外経済の不確実性は高まっており、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような経営環境の中、当社は、当事業年度において株式会社エスエムエンターテインメント（韓国）が親会社となり、同社を中核としたSMエンターテインメントグループ傘下に入り、グループとしてのブランディング化を図るため、商号を株式会社デジタルアドベンチャーから株式会社ストリームメディアコーポレーションに2019年1月1日付で変更いたしました。これに伴い、既存事業で当社が培ってきましたアーティストマネジメントからファンクラブ運営、イベント開催、グッズ企画製作・販売等の一貫通貫での関連サービス提供を礎として、新規事業であるモバイルエンターテインメントコンテンツとプラットフォーム構築のための準備を開始いたしました。

当事業年度においては、ライツ&メディアコミュニケーション事業では、ファンクラブ運営、ファンミーティング等のイベント開催、アーティストアルバム等のCD、DVD、ブルーレイなど販売、ならびに大型ドラマ版權の放送・DVD等事業化を行ってまいりました。放送事業では、前事業年度より準備を進めておりました新チャンネルKchan！韓流TVを1月に開局し、若年層をはじめとした新たなターゲット層へ向けたリニア配信サービスを開始し、自社テレビ局KNTV・DATVとあわせて韓流3チャンネルの運営による継続的な視聴料収入の安定化を図ってまいりました。

利益面では、Kchan！韓流TVのオリジナル番組制作などの先行投資や、番組償却額増加などにより放送事業で原価が嵩んでおります。

この結果、売上高は70億58百万円（前期比9.2%減）、営業利益73百万円（前期比75.6%減）、経常利益73百万円（前期比76.3%減）、当期純利益61百万円（前期比78.8%減）となりました。

事業部門別の概況

当社の事業別に見た事業内容と位置付けは、以下のとおりであります。

(ア) ライツ&メディアコミュニケーション事業

イベント・マネジメント事業では、大型案件はなかったものの韓国人気アーティストグループHIGHLIGHTのファンミーティングや同グループメンバーのミニライブ、人気アイドルグループGolden Childのファンミーティングなど年間を通してイベントを開催いたしました。アーティスト物販では、キム・ヒョンジュン、Golden Childをはじめとしたアーティストのシングル、アルバム等のCD、DVD、ブルーレイなどの販売を行っております。

ファンクラブ事業では、韓国ガールズグループMAMAMOO（マムム）の日本公式ファンクラブ開設など、新規案件ならびにファンクラブシステム開発・運用の本格稼働に取り組み、事業拡大を図ってまいりました。

版權事業では、引き続き大型ドラマ版權のKNTV、DATVでの放送をはじめ、CS・BS・地上波での放送が決定しており、DVD・VOD化事業も順調に推移いたしました。

この結果、売上高は48億55百万円（前期比10.6%減）、セグメント利益は3億67百万円（前期比4.4%減）となりました。

(イ) 放送事業

放送事業では、前事業年度より準備を進めておりました新チャンネルKchan！韓流TVを1月に開局し、若年層をはじめとした新たなターゲット層へ向けたリニア配信サービスを開始し、自社テレビ局KNTV・DATVとあわせて韓流3チャンネルの運営による継続的な視聴料収入の安定化と販路拡大を図ってまいりました。

KNTVでは、東方神起、EXO、SHINeeをはじめとしたSMアーティストが大集結したバラエティ番組やドラマを継続的に放送、SMアーティスト総出演のSMTOWN LIVEを2か月連続独占日本初放送、また「黒騎士」「推理の女王2」「油っぽいメロ」「フンナムジョンウム」など話題作を日本初放送、DATVでは、「第32回ゴールデンディスクアワード」を韓国から独占生中継、「ランジェリー少女時代」、「その男、オ・ス」、「清潭Key-chin」、華流ドラマ「メモリーズ・オブ・ラブ～花束をあなたに～」などを日本初放送、また年末には恒例の2018 MBC「芸能大賞」「演技大賞」「歌謡大祭典」をKNTVで3夜連続生中継、2018 SBS「演技大賞」、「芸能大賞」をDATVで2夜連続生中継するなど、話題を提供してまいりました。Kchan！韓流TVでは、オリジナル番組に注力し、平日レギュラー番組「JGのハルハルTV」をベルト編成、K-POP番組「Power of K」を毎月ソウルから生中継、また6月には「Power of K in Japan 2018」の公開生中継ライブで話題を提供するなど、視聴者獲得を図ってまいりました。

利益面では、Kchan！韓流TVのオリジナル番組制作などの先行投資や、番組償却額増加などの要因で費用が高んでいます。

この結果、売上高は23億11百万円（前期比3.8%減）、セグメント利益は58百万円（前期比79.3%減）となりました。

(ウ) その他事業

その他事業では、売上高は18百万円（前期比0.2%増）、セグメント利益は2百万円（前期比42.3%増）となりました。

事業の種類別セグメント	売上高	構成比
ライツ&メディアコミュニケーション事業	4,728,969千円	67.0%
放送事業	2,311,628千円	32.7%
その他の事業	18,035千円	0.3%
合計	7,058,632千円	100.0%

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

② 設備投資の状況

当社では、当事業年度におきましては重要な設備投資は行っておりません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

財産および損益の状況の推移

区 分	第 45 期 (2015年12月期)	第 46 期 (2016年12月期)	第 47 期 (2017年12月期)	第 48 期 (2018年12月期)
売 上 高 (千円)	3,328,440	4,532,508	7,769,845	7,058,632
経 常 利 益 (千円)	79,127	17,774	308,065	73,014
当 期 純 利 益 (千円)	66,587	15,671	289,125	61,348
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 金 額	12円28銭	1円34銭	17円51銭	3円72銭
総 資 産 (千円)	2,392,950	5,439,995	6,380,466	6,418,649
純 資 産 (千円)	1,912,958	4,347,368	4,627,169	4,681,348
1 株 当 たり 純 資 産 額	347円91銭	261円79銭	279円29銭	282円35銭

- (注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。
2. 2017年7月1日付で、普通株式について10株を1株の割合で株式併合を行ったため、第45期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額および1株当たり純資産額を算定しております。
3. 記載金額は、1株当たり当期純利益金額、1株当たり純資産額を除き千円未満を切り捨てて表示しております。
4. 第45期は、大型ドラマイイベント開催等により、売上高が伸びております。
5. 第46期は、持分法適用関連会社のKNTV株式会社を吸収合併したことにより、売上高、総資産、純資産とも伸びております。
6. 第47期は、大型のイベント、ファンクラブミーティング開催等により、売上高、利益とも伸びております。
7. 第48期は、大型のイベント、ファンクラブミーティング開催等が少なかったこと、また放送事業の先行投資により費用が高んだことにより、売上高、利益とも減少しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する 議決権比率	当社との関係
株式会社エスエムエンターテインメント（韓国）	11,469百万ウォン	50.22% (50.22%)	—
株式会社キーイースト（韓国）	8,480百万ウォン	50.22%	コンテンツ等に関するロイヤリティ等

- (注) 1. 当社の親会社である株式会社キーイーストは、株式会社エスエムエンターテインメントの子会社であり、株式会社エスエムエンターテインメントも当社の親会社に該当しております。
2. 当社に対する議決権比率欄の（ ）内は間接所有割合で、内数で記載しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

親会社である株式会社エスエムエンターテインメント（韓国）ならびに株式会社キーイースト（韓国）との取引に当たっては、少数株主に不利益を与えることがないよう、契約内容、契約金額およびその決定方法等が独立した第三者間の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定しております。また、社外取締役が参加する取締役会は、親会社との取引の内容が当社独自の意思決定に基づいたものであり、当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、当事業年度においてSMエンターテインメントグループ傘下に入り、商号を株式会社デジタルアドベンチャーから株式会社ストリームメディアコーポレーションに変更いたしました。

これに伴い、基幹事業である放送事業の収益拡大を図るとともに、既存事業で当社が培ってきましたアーティストマネジメントからファンクラブ運営、イベント開催、グッズ企画製作・販売等の一気通貫での関連サービス提供を礎として、新規事業としてモバイルエンターテインメントコンテンツとプラットフォーム構築を推進してまいります。当事業を当社の新たな柱として成長させ、安定した事業収益を確保できる経営体制構築に取り組むことが急務であると認識しております。

① ライツ&メディアコミュニケーション事業

- ・当社事業の中核であり、イベント等大型案件の実施・販売時期により業績変動が大きくなる可能性が高まり、安定的に収益を確保できる事業モデルの構築が課題となっております。

- ・アーティストマネジメントの強みを最大限に活かしたアーティストを中心とした関連グッズをはじめとした様々なコンテンツを開発していくことで、今後ともコンテンツの質と量の向上を図り、日本国内はもとよりアジアを中心とした海外顧客層の拡大を目指してまいります。

- ・韓国大型コンテンツおよび著作権ビジネスは事業投資リスクが高く、また回収が長期にわたることから、共同事業等によるリスク分散とビジネスパートナーの確保が課題であり、動きが早いエンターテインメント市場動向の中長期的変化を見据えながら優良なコンテンツを獲得してまいります。

- ・特定のアーティストに依存することがないよう、継続的なアーティストの確保、様々な活動領域をもつアーティストの拡充を図るため、アーティストを発掘・育成することが重要であると認識しております。

・新規事業としてモバイルエンターテインメントコンテンツとプラットフォーム構築を進めるにあたり、優秀なIT人材の確保が急務であり、プロジェクト管理の徹底を図ることが重要であると認識しております。

② 放送事業

・基幹事業としての放送事業の運営体制の強化を図り、C S衛星放送のK N T VとD A T Vは、双方の強みを最大限に活かした番組の提供と、より広いエリアで視聴いただけるようケーブル局への販路拡大営業を展開することで、視聴者獲得、業績拡大および収益向上を図ることが重要であると認識しております。

・第3のチャンネルKchan！韓流T Vは、リニア配信による若年層をはじめとした新たなターゲット層へ向けたメディア戦略を展開することで、幅広い層の視聴者獲得を図り、長期的に安定した収益確保体制を構築することが重要であると認識しております。

③ 人材育成とコンプライアンス

以上の課題に対応するためには、人材の確保と育成が重要です。総合エンターテインメント企業へ成長するためには、様々な事業領域や変化の激しい市場環境に柔軟に対応できる人材の確保と育成ができる社内体制を構築することが課題となっております。また、管理体制の強化とコンプライアンスポリシーの周知徹底を図り、社会的な信用と共感を得られる企業となることを目指してまいります。

当社の経営を担う取締役および従業員は、これらの課題に応えるため一丸となって諸課題を解決し、当社の中長期的企業価値拡大と適正な配当が継続的にできる企業体質にするため、最大の努力をする所存であります。

(5) 主要な事業内容（2018年12月31日現在）

ドラマ等に関連する諸権利の事業化、アーティストファンクラブ等コミュニティの企画・運営、イベント事業、物販事業、C S放送・C A T V・I P T Vでの番組提供事業、リニア配信事業、インターネット・携帯電話を通じてのデジタルコンテンツ配信およびそれに付随する事業等

(6) 主要な営業所（2018年12月31日現在）

本 社 東京都港区芝四丁目 5 番10号

(7) 使用人の状況（2018年12月31日現在）

当社使用人の状況

事業の種類別セグメント	使 用 人 数	前事業年度末比増減
ライツ&メディアコミュニケーション事業	12 (16)	3名増 (1名減)
放 送 事 業	31 (9)	5名増 (1名減)
そ の 他 事 業	－ (1)	1名減 (1名増)
管 理 業 務	10 (－)	1名減 (1名減)
合 計	53 (26)	6名増 (2名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時使用人は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
53名 (26名)	6名増 (2名減)	39.5歳	6.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時使用人は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2018年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2018年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,511,154株（自己株式9,197株を除く。）
- (3) 株主数 5,612名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
KEYEAST CO., LTD	8,276千株	50.13%
MUNHWA BROADCASTING CORPORATION	687千株	4.16%
SBS CONTENTS HUB CO., LTD.	343千株	2.08%
SBS CO., LTD.	343千株	2.08%
ケイティ コーポレーション	230千株	1.39%
吉原 順	220千株	1.33%
KSD-MIRAE ASSET DAEWOO (CLIENT)	134千株	0.82%
吉川 直樹	114千株	0.69%
楽天証券株式会社	109千株	0.66%
株式会社SBI証券	101千株	0.61%

（注） 持株比率は自己株式（9,197株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2018年12月31日現在）

2016年3月23日開催の定時株主総会決議による第11回新株予約権

- ・新株予約権の数
1,600個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類と数
普通株式 160,000株
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たり420円（新株予約権1個当たり42,000円）
- ・新株予約権行使期間
2018年4月8日～2020年4月7日

・新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任および定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	550個	55,000株	2名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

（注）2017年3月24日開催の第46回定時株主総会決議により、2017年7月1日付で当社普通株式10株を1株に株式併合しております。これに伴い、「新株予約権の目的である株式の数」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は、調整されております。

2018年10月31日開催の臨時株主総会決議による第12回新株予約権

・新株予約権の数

6,510個（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の目的である株式の種類と数

普通株式 651,000株

・新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに払い込みは要しない。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株当たり296円（新株予約権1個当たり29,600円）

・新株予約権行使期間

2020年11月16日～2028年11月15日

・新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任および定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	5,550個	555,000株	6名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

2018年10月31日開催の臨時株主総会決議による第12回新株予約権

- ・新株予約権の数
6,510個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類と数
普通株式 651,000株
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たり296円（新株予約権1個当たり29,600円）
- ・新株予約権行使期間

2020年11月16日～2028年11月15日

- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任および定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
当 社 使 用 人	960個	96,000株	11名
子 会 社 の 役 員 お よ び 使 用 人	—	—	—

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（2018年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役)	崔 官 鎔	株式会社コンテンツK（韓国）代表取締役 株式会社DA Music代表取締役 株式会社DA Music Publishing代表取締役
取 締 役 副 社 長 (代 表 取 締 役)	申 弼 淳	株式会社キーイースト（韓国）代表取締役 社長（CEO）
取 締 役	金 英 敏	株式会社エスエムエンタテインメントグル ープ（韓国）理事会議長兼統括代表取締役 社長 株式会社エスエム・エンタテインメント・ジ ャパン取締役
取 締 役	裴 聖 雄	株式会社Blitzway（韓国）代表理事
取 締 役	金 泰 佑	メディア事業本部長
取 締 役	許 星 振	ライツ事業本部長
取 締 役	安 洙 旭	株式会社エスエムエンタテインメントグル ープ（韓国）Group Vision&Strategy部門常 務
取 締 役	金 東 佑	S. M. F&B DEVELOPMENT JAPAN株式会社代表 取締役
取 締 役	山 田 政 彦	株式会社エスエム・エンタテインメント・ ジャパン経営企画室長
取 締 役	鄭 海 龍	MUNHWA BROADCASTING CORPORATION（韓国） 海外流通事業部日本事業チーム長
取 締 役	林 美 暎	株式会社SBSコンテンツハブ（韓国）日本事 業チーム長
取 締 役	金 紀 彦	弁護士法人オルビス東京事務所代表
監 査 役（常 勤）	大 村 健 夫	
監 査 役（常 勤）	大 幡 照 夫	
監 査 役	片 岡 朋 行	ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所 パートナー
監 査 役	上 田 浩 之	上田浩之税理士事務所 所長

- (注) 1. 取締役金紀彦氏は、社外取締役であります。
2. 監査役片岡朋行氏および上田浩之氏は、社外監査役であります。
3. 監査役上田浩之氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度
の知見を有しております。
4. 当社は、取締役金紀彦氏、監査役片岡朋行氏および上田浩之氏を、東京証券取引所
の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退任事由	退 任 時 の 地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
梁 根 煥	2018年5月14日	辞 任	取締役

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (1名)	51,983千円 (2,400千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	18,930千円 (3,600千円)
合 計	15名	70,914千円

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人分給与相当額
取締役 2名 20,902千円
2. 上記の支給額には、ストック・オプションによる報酬額8,530千円(取締役7名に対し8,530千円)が含まれております。
3. 上記には、2018年5月14日付で辞任した取締役1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会(12回開催)		監査役会(12回開催)	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取 締 役	金 紀 彦	12回	100%	-	-
監 査 役	片 岡 朋 行	11回	91%	11回	91%
監 査 役	上 田 浩 之	12回	100%	12回	100%

- (注) 1. 取締役金紀彦氏は、当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
2. 監査役片岡朋行氏は、当事業年度開催の取締役会および監査役会のほぼ全てに出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
3. 監査役上田浩之氏は、当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

② 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役金紀彦氏は、弁護士法人オルビスの東京事務所代表であり、当社は、同事務所と特別な利害関係はありません。
- ・監査役片岡朋行氏は、ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所のパートナー弁護士であります。当社は、同事務所と特別な利害関係はありません。
- ・監査役上田浩之氏は、上田浩之税理士事務所を開業しており、当社は同事務所と特別な利害関係はありません。

- ③ 当社の親会社または当社の親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

(5) 責任限定契約の内容の概要

社外役員と締結している個別の責任限定契約はありません。当社定款において会社法第423条第1項の損害賠償責任に関し、善意でかつ重大な過失がないときは、金720万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を社外取締役と締結することができる旨の定めをしております。

5. 会計監査人の状況

- (1) 名称 三優監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	28,800千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,800千円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、監査項目別時間および監査報酬の推移、ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会の推薦基準、倫理行動基準、宣誓書提出等を内容とする「取締役の倫理等に関する基準」を定め、これの遵守を図るとともに、取締役会については「取締役会規則」を定め、その適切な運営を確保し、月1回これを開催することを原則とし、取締役間意思疎通を図ると同時に相互に業務の執行を監督し、必要に応じて外部の専門家をアドバイザーに起用し、法令定款違反行為を未然に防止いたします。

当社の使用人の職務の執行が法令（行政上の通達・指導等を含む）および定款ならびに社内規則等に確実に適合するための基礎として、コンプライアンス規程を定めております。社長を委員長とする内部監査委員会を定例的に、あるいは必要に応じて開催し、当社グループの内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともにコンプライアンス担当責任者を明確化し、体制の整備および維持を図ることとしております。

また、内部通報制度を設置し、従業員等がコンプライアンス上の問題点等を直接通報または相談できる窓口としています。なお、再発防止のため必要と判断した場合、その内容と会社の対処状況・結果を適切に役員および従業員に開示し、周知徹底を図っております。

反社会的勢力との関係を一切排除し、警察、弁護士等と緊密に連携し、反社会的勢力からの不当な要求に対しては当社を挙げて毅然とした姿勢で対応いたします。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報、即ち取締役会議事録、経営会議議事録、稟議決裁書等については、保存管理責任者を設置し、保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持しております。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制の基礎としてリスク管理に関する規程を制定するとともに、個々のリスクについての専門部署、あるいは管理責任者を決定し対応するほか、必要に応じて個々のリスクに関連するマニュアルを作成し、当社グループ全体のリスク管理体制を構築いたします。

また、当社において不測の事態が発生した場合には、必要に応じて社長を本部長とする対策本部を設置して対応するほか、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチーム等を組織し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限度に留める体制を整えてまいります。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定例的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針ならびに経営戦略に関わる重要事項については、事前に社長を長とする経営戦略会議あるいは営業戦略会議において議論を行い、その審議を経て取締役会に付議して執行の決定を行うものとしております。

また、部門間の意思の疎通および調整を図るための部門報告あるいは必要に応じての稟議事項の効率的な決裁を図るため、経営会議を毎週定期的に、また必要に応じて適宜開催しております。

取締役の決定に基づく業務の執行については、組織・業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとしております。

- (5) 会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は子会社等はありません。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から、監査役の職務を補助すべき者を定常的にあるいは必要に応じて求められたときは、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものといたします。

当該補助者は、監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの指揮を受けないものといたします。

また、当該補助者の任命・解任・人事異動・賃金等の改定については、監査役会の同意を得るものといたします。

- (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、会社の機関としての監査役および監査役会の位置付け、役割を恒常的に取締役および使用人に周知徹底させることに努めており、代表取締役は、監査役と定期的に連絡会合をもつこととしております。

また、当社の取締役および使用人は、業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告するものとしており、監査役は、いつでも必要に応じ、取締役および使用人に対し、報告を求めることができるものとしております。

- (8) 上記(7)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利な取り扱いをしてはならないものとし、その旨を周知徹底いたします。

また、内部通報制度においても、通報したことを理由として、いかなる不利な取り扱いをしてはならないものとし、その旨を周知徹底いたします。

- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものいたします。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
コンプライアンス規程に則り、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保するものいたします。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- (1) 当社の内部統制システム全般の整備、運用は「内部統制システムに関する基本方針」に沿ったモニタリングを行い、改善を進めております。

また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。当社における財務報告に係る内部統制は、適正に整備、運用されており、その有効性評価については、「財務報告に係る内部統制基本計画書」に基づき実施しております。

- (2) 内部監査計画に基づき、組織・業務の監査を実施しております。

8. 会社支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,551,426	流 動 負 債	1,710,136
現金及び預金	1,644,304	買 掛 金	515,962
売 掛 金	479,099	リ ー ス 債 務	5,714
商 品	18,568	未 払 金	55,855
番組勘定	816,533	未 払 費 用	11,399
コンテンツ事業権	1,300,164	未 払 法 人 税 等	17,502
前 渡 金	1,107,508	前 受 金	879,145
貯 蔵 品	127	預 り 金	220,861
前 払 費 用	11,583	本社移転損失引当金	3,696
繰延税金資産	33,775	固 定 負 債	27,164
その他	141,328	リ ー ス 債 務	14,944
貸倒引当金	△1,566	会 員 預 り 金	12,220
固 定 資 産	867,222	負 債 合 計	1,737,300
有形固定資産	38,661	純 資 産 の 部	
建 物	6,499	株 主 資 本	4,672,770
工具、器具及び備品	8,874	資 本 金	4,591,492
車両運搬具	4,418	資 本 剰 余 金	1,825,566
土地	639	資 本 準 備 金	592,000
リース資産	18,229	その他資本剰余金	1,233,566
無形固定資産	89,044	利 益 剰 余 金	△1,711,313
ソフトウェア	88,399	その他利益剰余金	△1,711,313
その他	645	繰越利益剰余金	△1,711,313
投資その他の資産	739,515	自 己 株 式	△32,974
投資有価証券	539,216	評価・換算差額等	△10,927
長期貸付金	113,777	その他有価証券評価差額金	△10,927
長期前払費用	388	新 株 予 約 権	19,505
破産更生債権等	24,274	純 資 産 合 計	4,681,348
繰延税金資産	5,722	負 債 純 資 産 合 計	6,418,649
その他	157,847		
貸倒引当金	△101,709		
資 産 合 計	6,418,649		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,058,632
売 上 原 価		5,918,667
売 上 総 利 益		1,139,964
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,066,343
営 業 利 益		73,621
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,293	
そ の 他	415	2,708
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,111	
為 替 差 損	2,161	
そ の 他	42	3,315
経 常 利 益		73,014
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	6,073	6,073
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	724	
本社移転損失引当金繰入額	3,696	4,421
税 引 前 当 期 純 利 益		74,665
法人税、住民税及び事業税		15,994
法 人 税 等 調 整 額		△2,677
当 期 純 利 益		61,348

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	その他の利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当事業年度 期首残高	4,591,492	592,000	1,233,566	1,825,566	△1,722,661	△1,772,661
当事業年度中の変動額						
当期純利益					61,348	61,348
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当事業年度中の 変動額(純額)						
当事業年度中の 変動額合計	—	—	—	—	61,348	61,348
当事業年度 期末残高	4,591,492	592,000	1,233,566	1,825,566	△1,711,313	△1,711,313

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当事業年度 期首残高	△32,935	4,611,461	—	—	15,707	4,627,169
当事業年度中の変動額						
当期純利益		61,348				61,348
自己株式の取得	△39	△39				△39
株主資本以外の項目 の当事業年度中の 変動額(純額)			△10,927	△10,927	3,797	△7,129
当事業年度中の 変動額合計	△39	61,309	△10,927	△10,927	3,797	54,179
当事業年度 期末残高	△32,974	4,672,770	△10,927	△10,927	19,505	4,681,348

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------------------------------------|--|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法によっております。 |
| ② その他有価証券
時価のないもの | 移動平均法による原価法によっております。 |
| ③ たな卸資産
イ. コンテンツ・番組勘定・
コンテンツ事業権 | 個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
なお、コンテンツについては、見積回収期間（12ヶ月）にわたり、会社所定の償却率によって償却しております。 |

ロ. 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|---|
| ① 有形固定資産
（リース資産は除く） | 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却によっております。 |
| ② ソフトウェア | 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法によっております。
なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却によっております。 |
| ③ リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 本社移転損失引当金 | 本社移転に伴い発生する損失に備えるため、発生が見込まれる移転費用について合理的な見積額を計上しております。 |

(4) その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 95,736千円
- (2) 区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権又は金銭債務は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 2,931千円
- ② 短期金銭債務 1,619千円

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- ① 営業取引高 41,044千円
- ② 営業取引以外の取引高 5千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度期末の株式数
普 通 株 式	16,520,351株	一株	一株	16,520,351株

- (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度期末の株式数
普 通 株 式	9,087株	110株	一株	9,197株

- (注) 普通株式の自己株式の株式数の増加110株は、単元未満株式の買取による増加分であります。

- (3) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数
- 普通株式 51,000株

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品の状況に関する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金は銀行から調達しております。デリバティブ等での投機的な取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び貸付金は、顧客等の信用リスクに晒されておりますが、管理部門と営業部門が連携し債権の期日管理の徹底を図るとともに、与信管理についても取引先の営業状況を定期的にモニタリングし、財政状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、主に株式への出資であり発行体の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、投資にあたり経営会議等において事業内容・投資先財務状況等を慎重に審議することとし、定期的に事業状況をモニタリングし、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年12月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。（（注2）をご参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	1,644,304	1,644,304	—
(2) 売掛金	477,686	477,686	—
(3) 長期貸付金	113,777	113,777	—
貸倒引当金	△78,680	△78,680	—
	35,096	35,096	—
(4) 買掛金	(515,962)	(515,962)	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 売掛金

これらは短期間に決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金の貸借対照表計上額は、対応する引当金控除後の金額です。

(3) 長期貸付金

長期貸付金については、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期貸付金の元利金の合計額を同様の貸付において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しておりますが、時価は帳簿価額に近似しており、当該価額をもって算定しております。また、回収可能見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているものは、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって算定しております。

(4) 買掛金

買掛金については、短期間に決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸 借 対 照 表 計 上 額
投資有価証券（非上場株式等）	39,731
転換社債型新株予約権付社債	499,485

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳（単位：千円）

繰延税金資産

未払事業税損金不算入額	5,815
貸倒引当金繰入限度超過額	31,623
繰越欠損金	1,315,564
投資有価証券評価損損金不算入額	34,259
関係会社株式評価損損金不算入額	87,171
商品評価損損金不算入額	8,261
放送権・販売化権評価損損金不算入額	41,800
その他	10,017
繰延税金資産計	1,534,514
評価性引当額	△1,495,016
繰延税金資産合計	39,497

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	13.8%
住民税均等割	5.1%
評価性引当金の増減額	△31.8%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.8%

7. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

種 類	会社等の名称	所在地	資本金	事 業 の 容 内 又は職業	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科 目	期末 残高 (千円)
親会社 の子会 社	㈱エスエ ム・エンタ テインメ ント・ジャ パン	東京都港 区	50 百万円	エンター テインメ ント業務	なし	ファン クラブ 運営業務 受託 役員の兼任 1名	ロイヤリティ の支払 (注)	384,453	買 掛 金	13,535

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) ロイヤリティの支払については、定期的な価格交渉の上で決定しております。

8. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 1 株当たり純資産額 | 282円35銭 |
| (2) 1 株当たり当期純利益金額 | 3 円72銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年2月12日

株式会社ストリームメディアコーポレーション

取締役会 御中

三優監査法人

指 定 社 員 公認会計士 齋藤 浩史 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 瀬尾 佳之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ストリームメディアコーポレーション（旧社名 株式会社デジタルアドベンチャー）の2018年1月1日から2018年12月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月13日

株式会社ストリームメディアコーポレーション 監査役会

監査役(常勤) 大 村 健 夫 ㊟

監査役(常勤) 大 幡 照 夫 ㊟

監 査 役 片 岡 朋 行 ㊟

監 査 役 上 田 浩 之 ㊟

(注) 監査役片岡朋行氏及び上田浩之氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役鄭 海龍氏は辞任されますので、その補欠として取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠として選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
い 李 ぐん 根 ぼむ 範 (1975年5月17日生)	2001年12月 MUNHWA BROADCASTING CORPORATION (韓国) 入社 2014年3月 K N T V株式会社取締役 2017年12月 MUNHWA BROADCASTING CORPORATION (韓国) 企画事業部長 2018年11月 同社グローバル事業部長 (現任)	一株

(注) 1. 李 根範氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 李 根範氏は、新任の取締役候補者であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役大幡照夫氏および片岡朋行氏の2名が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
かた おか とも ゆき 片 岡 朋 行 (1970年5月11日生)	1998年4月 弁護士登録（東京弁護士会所属） 松尾総合法律事務所入所 2002年8月 B D J 法律会計事務所設立 2006年6月 桜坂法律事務所設立 2008年8月 ヴェスコ・ダ・ガンマ法律会計事務所設立 パートナー弁護士（現任） 2009年3月 K N T V 株式会社社外監査役 2015年3月 当社社外監査役（現任）	一株

(注) 1. 片岡朋行氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 片岡朋行氏は、社外監査役の候補者であります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
3. 片岡朋行氏は、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役として以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 当社は、片岡朋行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

住友不動産六本木グランドタワー 9階
ベルサール六本木コンファレンスセンター
東京都港区六本木三丁目2番1号
TEL 03-5545-1722



- 東京メトロ 南北線 「六本木一丁目駅」直結（1番出口）
- 東京メトロ 日比谷線 「六本木駅」より徒歩5分（3番出口）
- 都営地下鉄 大江戸線 「六本木駅」より徒歩5分（5番出口）

（お願い）

会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。